

東京農工大学職員組合
小金井支部女性委員会規約

第1条 小金井支部細則第4条により、女性委員会を置く。

第2条 本部は東京農工大学職員組合小金井支部員であつて女性をもつて組織する。

第3条 本部は組合の精神に則り、女性の自主性にに基づき女性の地位向上をはかることを目的とする。

第4条 本部に次の役員を置く。

女性委員長 1名

事務・図書館系役員 1名

(1) 女性委員長は各系より交互に選出する。

(2) 女性委員長を組合執行委員に推薦する。

第5条 役員任期は、10月から翌年9月までの1年間とする。

第6条 集会は必要に応じて、また総会は毎年9月に女性委員長が召集する。

1983年 2月 10日 制 定

1987年 2月 20日 一部改訂

1988年 1月 13日 一部改正

1993年 12月 9日 一部改正

2005年 12月 8日 一部改正

2007年 12月 4日 一部改正